

GMO 後払い決済サービス利用規約

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、GMO 後払い決済サービスに係る PG マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- | | |
|-------------------|---|
| (1) GMO 後払い決済 | 買主と甲との間の商品の購入その他の取引において、GMO ペイメントサービス株式会社（以下「丙」という）が提供する「GMO 後払い」を利用した決済手段であって、買主が、対価の全部または一部の支払いに GMO 後払いサービスを利用し、丙が GMO 後払い加盟店規約等に基づき、甲に対して利用された取引代金相当額を支払うこと |
| (2) GMO 後払い決済サービス | PG が提供する GMO 後払い決済による商品代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの |
| (3) GMO 後払い加盟店契約 | GMO 後払い決済を利用するために甲が丙との間で締結する契約であって、丙所定の GMO 後払い加盟店規約及びそれに関連する取扱要領等を内容とするもの |

(GMO 後払い決済サービスに関する本サービスの内容)

第3条 GMO 後払い決済サービスの内容は、利用規約第1章第1節に定めるとおりとする。

(GMO 後払い決済サービスに関する本サービスの利用)

- 第4条 甲が GMO 後払い決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、GMO 後払い決済サービスを利用可能な加盟店として甲が登録された旨の通知及び GMO 後払い決済サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、GMO 後払い決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、GMO 後払い決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。
2. 甲は、丙が別途指定する金額までを上限として買主との1取引の決済金額（消費税相当額を含む。）の通信販売に関してのみ GMO 後払い決済サービスを利用することができる。

(GMO 後払い決済サービスの利用の対価)

第5条 甲は、GMO 後払い決済サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(甲の遵守事項等に関する特則)

- 第6条 GMO 後払い加盟店契約は、丙所定の「GMO 後払い加盟店規約」の他、甲の申込内容に応じて丙との間で適用される丙所定の規約及びこれらに付帯する書面（丙が別途指定するサービスガイドライン、仕様書等のマニュアル類、申込書等を含むが、これらに限らない。）で構成され、甲はこれらを遵守する。
2. 甲は、丙所定の配送会社以外を利用できず、また、商品の配送先が商品受領後そのまま更に別の住所に転送することを禁止し、若しくは甲の顧客をして禁止させるものとする。
3. 甲は、商品の配送先が商品を営業所で受け取る場合、必ず本人確認を実施し、若しくは甲の顧客をして実施させるものとする。

(免責に関する特則)

- 第7条 PG は、丙の支払能力の不足又は信用不安その他の PG の責に帰すべき事由以外の事由によって、丙からの決済売上金その他丙の甲に対する金銭支払債務の全部又は一部を受けることができなかつた場合、当該支払を受けることができなかつた代金等に関する甲への決済売上金の支払義務を免れるものとする。
2. 甲は、以下の各号について承諾する。
- (1) GMO 後払い加盟店契約所定の機能の全てが GMO 後払い決済サービスで利用できるものではなく、GMO 後払い決済サービスの提供にあたって別途 PG が定めた機能についてのみ利用することができる場合があることを予め承諾し、PG は当該利用できる機能以外の機能について何らの責任を負わないこと
 - (2) GMO 後払い加盟店契約に基づく甲と丙との間の問い合わせ等について、当該問い合わせ等の起因事由が専ら PG の責に帰すべき事由である場合を除き一切関与せず、何らの責任を負わないこと
 - (3) PG に対する GMO 後払い決済サービスの利用申込みは、GMO 後払い加盟店契約の申込みに対する丙の承諾を保証するものではなく、GMO 後払い加盟店契約の申込みを拒否され、結果 GMO 後払い決済の利用を PG が拒否することになった場合、であっても、PG はなんらの責任を負わないこと

《GMO 後払い決済サービスにおいて代表加盟サービスを利用する場合における特則》

(適用範囲)

第8条 本特則の規定は、利用規約第1章第2節の規定に付加し、PG が甲の代理人として GMO 後払い加盟店契約の締結申込みを行うこと並びにかかる方法によって締結された GMO 後払い加盟店契約に基づく GMO 後払い決済サービスに係る甲の通信販売に関してのみ適用される。本特則に定めのない事項については、本規約の定めによるものとし、本特則の定めと本規約の定めとが矛盾抵触する場合には本特則の定めによる。

(代表加盟サービスの内容等)

第9条 GMO 後払い決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの内容は、利用規約第1章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用)

第10条 GMO 後払い決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの利用は、利用規約第1章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用の対価)

第11条 甲は、GMO 後払い決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額をPGに支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

以上